

都市計画原案(変更)説明会における主な質疑概要

令和4年6月 13 日(月)、19 日(日) に開催しました「岸和田旧港地区地区計画の見直しに関する説明会」における主な質疑の概要は以下のとおりです。

<主な質疑>

	質 疑	市の回答
説明資料等について		
1	<p>全体的な取組みがわからないので、そのあたりがわかる資料を公開いただければ、地域住民としてわかりやすかったと思います。</p> <p>今回の改定は、立地できるもの・できないものの枠組みだけを変えようとしているのか、それとも、ここに何か施設が入ろうしているから、それに合わせて変更しようとしているのかを教えてください。</p>	<p>【都市計画課】</p> <p>今回の地区計画の変更は、社会情勢の変化を踏まえて、立地できるもの・できないものの枠組みを変えようとするものです。</p> <p>何が立地されるかについては、現時点で具体的に決まったものはありません。</p>
2	<p>説明会の質疑等は公開されるのでしょうか。</p>	<p>【都市計画課】</p> <p>都市計画審議会に説明会の開催状況を報告いたしますので、その際の資料として、審議会開催後に公開いたしますが、タイミングとしては、かなり後になります。</p> <p>今回の資料でわかりにくい点を補足するためにも、質疑概要を公開することを検討します。</p>
都市計画変更手続きについて		
3	<p>地区計画の変更だけであれば、もっと早く手続きを行い、早く事業者を募集して活性化を図る方が良いのではないのでしょうか。</p>	<p>【都市計画課】</p> <p>地区計画の変更にあたっては、原案の段階から地区内の方にご意見をお伺いする機会を設けています。その次の段階として、市全体でご意見をお伺いする機会を設けるなどの手続きを経て、変更を行うこととなります。また地区計画は、都市計画で定める制限内容を条例に定める必要がありますので、議会の開催時期等との関係もあり、資料に記載のスケジュールとさせていただいております。</p> <p>みなさまに原案について、ご理解をいただけるようでしたら、実施すべき手続きと手続きの間の期間を少しでも短縮できるよう、取り組んでまいりたいと考えています。</p>

都市計画変更原案について		
4	<p>計画の見直し案のうち、石油類・液化ガス等について、一定緩和されるとありますが、安全性やにおいなどが気になるのですが、そのあたりはどうでしょうか。</p>	<p>【都市計画課】</p> <p>石油類についてはボイラーの設置等を想定し、液化ガス等は水素ステーションに代表されるもので、自家発電など、近年のエネルギー情勢の変化を踏まえて一定緩和しようとするものです。当該地区の用途地域である準工業地域で立地可能な量の1/10までを可能とすることを考えています。</p>
今後の土地利用について		
5	<p>今回の見直しにあたり、市場調査をされたということですが、ある程度の土地活用の目途があるのでしょうか。</p>	<p>【産業政策課】</p> <p>A-2 地区を対象に、令和3年9月から11月にかけて、公募によるサウンディング調査を実施し、7事業者から、どのような使い方が想定されるか、どのような可能性があるかをヒヤリングしました。具体的に確定したものではありませんが、可能性のありそうな使い方を把握し、今回の地区計画の改定につなげるために実施したものです。</p>
6	<p>今後、何か建築される時には、説明会があるのでしょうか</p>	<p>【産業政策課】</p> <p>A-2 地区は、現在、大阪府が所有しており、地区計画の変更後、公募され、土地利用が行われるようになると考えております。</p> <p>大規模店舗であれば法律に基づき説明会が行われることとなりますが、基本的には、建築主の判断となります。</p> <p>産業政策課としましては、土地所有者である大阪府と土地活用に向けた協議を行っていくこととなりますが、現時点では、A-2 地区の土地利用が全く決まっていない状況です。今後とも、A-2 地区の土地利用動向を注視いただき、ご意見があればお聞かせいただければと思っております。</p>

都市計画課:都市計画に関することを所管
産業政策課:港湾振興に関することを所管